平成21年1月6日 火曜日

平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号 七十三号)別表二の付表第十九の規定に基づき、 のように改正し、公布の日から施行する。 林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次 (アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農 平成二十一年一月六日 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

農林水産大臣 石破

度の欄中「二十二度以上」を「摂氏二十二度以上」 以上摂氏十二度」に改め、同三のアの表の果実温四の二のイ中「六度以上十二度」を「摂氏六度 氏六度以上摂氏十二度」に改める。 氏二十二度」に、十二度以上十七度」を「摂氏十 に、十七度以上二十二度」を「摂氏十七度以上摂 二度以上摂氏十七度」に「六度以上十二度」を「摂

五中「実施されたこと」を「実施されているこ